

いわて子どもの森管理運営業務仕様書

令和6年7月

岩 手 県

目 次

I	基本的事項	
1	業務目的	1
2	管理運営の基本事項	1
3	自主事業の考え方	1
4	使用時間	1
5	休館日	2
6	利用許可	2
7	サービスの向上	2
8	職員配置	2
9	法令の遵守	2
10	情報公開	2
11	管理運営を通じて取得した情報の取扱い	2
12	危機管理対応	3
13	環境への配慮の推進	3
14	事業報告書等	3
15	物品の帰属	3
16	リスク負担と保険の加入	3
17	利用料金	4
18	管理運営に係る経費	5
19	指定管理料	5
20	業務の再委託の禁止	5
21	帳簿書類等の保存年限	6
22	原状回復義務等	6
23	指定管理者に対する監督・監査	6
24	その他	6
II	指定管理者が行う業務の範囲	
1	施設の運営に関する業務	6
2	施設等の管理に関する業務	7
3	施設で実施する主催事業に関する業務	7
4	施設で実施する自主事業に関する業務	7
5	その他の業務	7
別紙 1	施設設備整理整頓確認箇所	9
別紙 2	修繕及び大規模な破損等の県への報告 (いわて子どもの森施設設備破損等報告書)	10
別紙 3	法令等に義務付けられている点検、安全上・保安上 必要な点検及び施設運営上必要な点検の業務 (施設管理の状況について)	11
別紙 4	いわて子どもの森の概要	14

県立児童館「いわて子どもの森」の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、この仕様書によるものとします。

I 基本的事項

1 業務目的

本業務は、県民の平等な利用の確保を図るとともに、「児童に健全な遊びを提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすることにより、次代を担う児童の健全な育成を図る」という県立児童館「いわて子どもの森」の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるよう、管理計画に基づき適正に管理することを目的とします。

2 管理運営の基本事項

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 公の施設であることを常に念頭において、施設の利用に関し公平性を確保すること。
- (5) 利用者の意見を踏まえた管理運営に努め、利用者の満足度を高めていくこと。
- (6) 予算の執行に当っては、管理計画書、執行計画書に基づき適正かつ効率的運営を行うこと。
- (7) 効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (8) 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。
- (9) ごみの削減、省エネルギー、CO₂削減等、環境に配慮した運営を行うこと。
- (10) 自然災害等の非常事態発生時には、地域住民の安全確保を図ること。
- (11) 敷地内禁煙（施設の中及びその施設の敷地内では喫煙できない）とすること。

3 自主事業の考え方

民間事業者との共催を含む自主事業は次の事項を遵守するものとします。

- (1) 指定管理者は、施設内で行う自主事業（民間事業者との共催を含む）について、施設の設置目的を果たすために、施設利用者許可基準の範囲内で指定管理者の創意工夫で事業を行うことができます。
- (2) 自主事業は管理計画に基づき行うこととします。なお、管理計画に変更がある場合は、あらかじめ県と協議を行うこととします。
- (3) 自主事業を行う場合の施設等の利用に係る利用料金は、指定管理者が負担することとします。
- (4) 指定管理者が自主事業を行う場合の施設の利用については、一般利用者における施設の利用に影響がないよう配慮することとします。

4 使用時間

いわて子どもの森条例施行規則第3条に掲げる使用時間は、現行どおり9時から17時（ただし、宿泊室は到着日の15時から出発日の10時・テントサイトは到着日の13時から出発日の11時（一時使用の場合は9時から16時））までとしますが、指定管理者の提案により変更することも可能です。

5 休館日

いわて子どもの森の休館日は次（現行）のとおりとしますが、指定管理者の提案により変更することも可能です。

なお、指定管理者において必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日以外の日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができます。

- (1) 毎週火曜日（休日に当たる場合は、その翌日）
- (2) 休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年1月1日まで

6 利用許可

- (1) 利用許可の基準

利用許可の基準は、いわて子どもの森条例施行規則の規定によります。

- (2) 行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用部分の使用許可及び使用料、光熱水費の徴収については県が行います。

7 サービスの向上

施設を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めることとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとし、定期的に県に報告することとします。

8 職員配置

- (1) 管理運営業務を実施するため、必要な有資格者等、適正な職員を配置することとします。
- (2) 各種業務における責任体制を確立することとします。
- (3) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとします。
- (4) 職員の資質を高めるため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めることとします。

9 法令の遵守

指定管理者が施設の管理運営を行うに当たっては、地方自治法その他の関係法令、公の施設にかかる指定管理者の指定の手続き等に関する条例、いわて子どもの森条例、いわて子どもの森条例施行規則の他、県と指定管理者が締結する協定書、本仕様書等を遵守することとします。

10 情報公開

施設の管理運営に当たっては、管理運営に係る情報の公開に関し必要な措置を講じることとします。

11 管理運営を通じて取得した情報の取扱い

指定管理者又はその管理運営する公の施設の業務に従事している者は、個人の情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、

又は自己の利益のために利用してはなりません。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とします。

12 危機管理対応

- (1) 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じた上、県をはじめ関係機関に通報することとします。
- (2) 予防対策

危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこととします。

また、消防署から指摘があった場合には、直ちに改善措置を講じるものとします。

13 環境への配慮の推進

施設の管理運営に当たっては、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクル推進等環境への配慮を行うものとします。

14 事業報告書等

指定管理者は、毎年度終了後、業務の実施状況、利用状況、経理の状況等を記載した事業報告書を提出するほか、管理運営の状況について、県が指定した方法により定期的に報告することとします。

15 物品の帰属

指定管理者が委託料又は利用料金の収入で購入した物品のうち、次のものは県の所有となります。但し、これにより難しい場合には、あらかじめ指定管理者は県の承認を得なければなりません。

- (1) 消耗品

消耗品は、現に使用中の消耗品については県に引き継ぐこととしますが、それ以外の物は、指定管理者の所有物とします。
- (2) 備品

備品は、原則として県の所有物とします。このため、指定管理者の所有備品として購入する物は、あらかじめ県と協議のうえ、購入するものとします。

16 リスク負担と保険の加入

- (1) リスク負担

県と指定管理者の間におけるリスク負担は次のとおりです。

なお、必要な事項については、協定で定めることとします。

段 階	リスクが生ずる原因		リスク負担	
	種 類	内 容	県	指定管理者
共 通	法令等の変更	施設・設備設置基準の達成など施設整備が必要なもの	○	
		管理運営上の対応で対処可能なもの		○
	第三者賠償	本業務における公害、生活環境阻害等		○
	物価変動	指定後のインフレ・デフレ		○

	金利変動	金利変動		○
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
申請段階	申請コスト	申請費用の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
運営段階	施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張		○
	施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
		上記以外による施設・機器等の損傷	協議事項	
	債務不履行	施設設置者（県）の協定内容の不履行	○	
		指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
	損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
		施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議事項	
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
施設、機器の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク		協議事項		

(2) 保険の加入

現在、社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団が加入している「施設賠償責任保険」の補償額以上の保険に加入してください。

	対人賠償	対物賠償	管理財物	人格権侵害	経済的損害	事故対応費用	対人見舞費用
1事故あたり支払限度額	5億円	500万円					
1名あたり支払限度額	5,000万円						

17 利用料金

(1) 利用料金制

利用料金については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用しますので、指定管理者の収入として収受できます。

(2) 利用料金の設定

条例で定める上限額の範囲内で、指定管理者が利用料金を設定の上、知事の承認を得て定めることとなります。なお、利用料金の設定に当たっては、現行料金体系の継続性、利用率

の向上及びサービスの向上に配慮するようにしてください。

(3) 利用料金の減免

利用料金については、一定の基準で減免をしているものがあります。これまで利用料金を減免していた基準は、指定管理者においても同様の取扱いをしていただきます。

このため、障がい者等を対象とした利用料金減免分については、過去の実績に基づきあらかじめ上限を設定した上で委託料に盛り込み、実績が下回った場合にはその差額を返納することとします。

18 管理運営に係る経費

管理運営に関する経費は、県からの指定管理料と施設の利用料金収入とで賄うこととなります。

19 指定管理料

(1) 指定管理料算定の考え方

県民へのサービス提供の質が低下することがないように、指定管理者に対して、過去の運営管理経費等を勘案して県が算定した指定管理料を支払うこととします。

なお、指定管理料は、指定管理者の収支計画に基づき算定した一定額を予算の範囲内で支払うものとし、指定管理者の経営努力が収益に反映されるよう、経費の節減（利用者のサービス低下につながらないように留意すること。）や利用率の向上などによる収支計画を上回る収支差額が生じた場合でも、利用料金の減免分、修繕費など精算を行うものを除き、指定管理料の額を減額しないものとします。

(2) 指定管理料の精算

指定管理料については、次の経費を除き、県は精算しないものとします。

① 修繕費

県は、年間の修繕費の額を示して指定管理料に盛り込みます。実績が下回った場合はその差額を返納又は相殺し、上回る場合は県と事前に協議をした上で、必要な場合は県から追加して支払うこととします。

なお、1件あたり100万円を超える修繕については、県と事前に協議することとします。

② 行政財産の目的外使用許可部分の光熱水費

行政財産の目的外使用許可部分の光熱水費については、指定管理料に盛り込みますので、指定管理者において県に代わり一括して電力会社等に支払いをしていただきます。ただし、実績が下回った場合はその差額を返納し、上回る場合は県から追加して支払うこととします。

(3) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき、1箇月ごとに分割して支払います。

20 業務の再委託の禁止

指定管理者は、清掃や設備の保守点検等個々具体的な業務を県と事前に協議のうえ第三者に委託することは差し支えありませんが、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

21 帳簿書類等の保存年限

指定管理者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時より5年間保存するものとします。

22 原状回復義務等

- (1) 指定管理者は施設又は設備の変更をしようとする時は、あらかじめ県と協議することとします。また、当該指定管理者の指定の期間が満了した時、又は指定を取り消された時は、県の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設又は設備を原状に回復しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、施設、設備、資料又は美術品を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、県の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければなりません。

23 指定管理者に対する監督・監査

- (1) 県は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期すため、指定管理者に対して、当該業務内容又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。
- (2) 県は、指定管理者が県の指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等、施設の適正な管理に著しい支障が生じる恐れがある場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。
- (3) 県又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る事務について監査を行うこととします。

24 その他

- (1) 協定の締結について
指定管理者選定委員会で選定された団体と細部についての協議を行い、議会の議決を経て指定管理者に指定されたのちに指定期間全体の基本協定を締結します。また、各事業年度ごとの実施に係る年度協定も締結します。
- (2) その他
議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。
なお、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、いわて子どもの森に係る管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

II 指定管理者が行う業務の範囲

1 施設の運営に関する業務

- (1) 施設及び設備の使用許可等に関する業務
 - ① 年間利用調整及び年間利用計画の管理
 - ② 予約の受付
 - ③ 利用許可申請書の受理、利用許可書の発行等
- (2) 利用料金の設定
 - ① 利用料金の徴収、減免の決定等

- ② 利用料金の設定、利用者への周知
- (3) 施設の利用に係る相談等に関する業務
 - ① 窓口対応、施設内の案内
 - ② 各種問い合わせへの対応
 - ③ 要望や苦情、トラブル等への対応
 - ④ 施設利用者への対応（助言、指導、案内）、打合せ
- (4) 事件・事故に関する業務
 - ① 利用者の金品の盗難、紛争等の事件への対応
 - ② 人身事故への対応
 - ③ 事件・事故に関する業務
- (5) 施設の利用促進に関する業務
 - パンフレットやチラシ等による情報提供（施設の概要、利用方法等）
- (6) 管理運営委員会の設置と運営
 - 第三者により構成される中立・公正な管理運営委員会を定期的開催

2 施設等の管理に関する業務

- (1) 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
 - ① 施設設備整理整頓確認箇所（別紙1）の点検、修繕及び大規模な破損等の県への報告（別紙2）
 - ② 法令等に義務付けられている点検、安全上・保安上必要な点検及び施設運営上必要な点検の業務（別紙3）
- (2) 施設等の警備及び清掃並びに植物管理などに関する業務
 - ① 夜間等における施設の警備業務
 - ② 館内外の清掃・館外の除雪業務
 - ③ 芝生、樹木等の植物管理
 - ④ 廃棄物処理

3 施設で実施する主催事業に関する業務

いわて子どもの森条例第1条に規定する事業の実施等に関する次の業務。（別紙4参照）

- (1) 遊びに関する実践及び研修に関する業務
 - ① 遊び体験業務
 - ② 遊び環境サポート業務
 - ③ 児童健全育成に係る指導者のネットワークづくり
 - ④ 遊びに関する情報収集及び情報提供
 - ⑤ その他、児童健全育成に関すること

4 施設で実施する自主事業に関する業務

自主事業に関する企画・実施

5 その他の業務

- (1) 広報業務

- 施設の利用促進等の宣伝活動のほか、類似公共施設のポスターの掲示、PRの相互協力
- (2) 施設等の管理運営に関する調査、研究及び資料の収集に関する業務
 - (3) 管理計画書、事業報告書の作成業務
 - ① 毎年度開始前、業務の実施計画等を記載した管理計画書及び毎年度終了後、業務の実施状況、利用状況、経理の状況等を記載した事業報告書の作成
 - ② 管理運営の状況について、県が指定した定期的業務報告書類の作成
 - (4) 岩手県等関係機関との連絡調整業務
 - ① 県への定期的な報告書類の提出
 - ② 緊急事態等における県や関係機関への通報
 - (5) 指定管理終了に当たっての引継業務
 - (6) 緊急時対策、防犯、防災対策マニュアルの作成及び職員指導業務
 - ① 各種の緊急事態、非常事態、不測の事態に対応するためのマニュアルの作成
 - ② 職員に対するマニュアルの周知徹底、災害時の対応についての随時訓練の実施
 - (7) 施設の管理運営全般のマニュアル作成業務
 - ① 窓口受付業務、設備等操作等マニュアルの作成
 - ② 職員に対するマニュアルの周知徹底
 - (8) 職員に対しての管理運営に必要な研修業務
 - (9) その他管理運営に必要な業務

いわて子どもの森施設設備整理整頓確認箇所

種別	確認施設名	確認箇所（項目）			
		出入口・窓	各種電源	各種設備・物品	忘れ物
管理 研修棟	シャワー室				
	売店・レストラン・厨房				
	従業員室・更衣室・倉庫				
	受付・ホール				
	静養室				
	ロッカー室				
	研修室				
	会議室				
	応接室				
	事務室				
	ボランティアルーム				
	トイレ				
遊び 創作棟	絵本の部屋				
	調理体験室				
	幼児コーナー				
	スヌーズレンの部屋				
	冒険の塔				
	多目的ホール				
	おもちゃ湯				
	子どもシアター				
	ちくちくハウス				
	授乳室				
宿泊棟	和室(4室)				
	洋室(4室)				
屋外 施設	キャンプ場(管理棟含む)				
	全天候型キャンプファイヤー施設				
	ピザ窯				
	水の広場				
	わくわくプレーパーク				
	ウッドデッキ				
	木製アスレチック				
	ローラー滑り台				
	屋外トイレ				

別紙2（修繕及び大規模な破損等の県への報告）

令和 年 月 日

岩手県知事

様

住 所
指定管理者

いわて子どもの森施設設備破損等報告書

区 分	
日 時	年 月 日 時 分ごろ
場 所	
被害額（概算）	
破損等の原因又は 加害者氏名等	
破損等に対して とった措置	
そ の 他 (目撃者の氏名等)	

※ 事故の内容に応じ、現場見取図、写真等事故の状況を明らかにする書類を添付すること。

法令等に義務付けられている点検、安全上・保安上必要な点検及び施設運営上必要な点検の業務

業務名	業務内容等
可燃廃棄物処理	1 廃棄物品目～紙、生ごみ、プラスチック類、木の葉等 2 運搬実施回数～原則として週1回
浄化槽管理	1 浄化槽保守点検～年52回 (1) 現場理化学試験DO、PH、残留塩素 (2) 各設備機能点検・調整 (3) 汚泥の調整、管理 2 水質検査(放流側)～年12回 (1) BOD、COD、PH、SS 大腸菌群数 3 消毒薬品 4 汚泥抜き取り、清掃作業
敷地内清掃	1 作業内容～草取り、草刈り、芝生管理、剪定作業 2 作業回数～年2回
警備	1 業務内容 (1) 火災、盗難、不法侵入者等の防止及び排除のため、屋内、構内及び屋外施設を巡視すること。 (2) 消防設備及びその他の設備について点検を行うこと。 それらの設備に異常が生じた場合は、適切な措置をすること(避難誘導、関係機関への通報、職員への緊急連絡等)。 (3) 出入口の開閉及び各室の施錠。 (4) 火気使用場所に残り火がないか点検し、異常がある場合は必要な措置をすること。 (5) その他、宿泊者への対応及び来訪者・電話の対応。
清掃	1 作業内容等 (1) 日常清掃(毎日) 掃き掃除、水洗い、乾布磨き、水拭き、掃除機での吸塵、モップ清掃、紙屑処理、ほこり払い。 (2) 週1回 洗剤使用の洗浄 (3) 年2回 ワックス塗布つや出し
ボイラー煤煙量測定	1 測定項目、方法及び回数 (1) 煤塵濃度 日本工業規格 JIS Z8808に定める方法

業務名	業務内容等
<p>・地下タンク清掃及び保安点検</p>	<p>2基 2回 (2) 硫黄酸化物濃度 大気汚染防止法施行規則別表第1備考2に定める方法 2基 2回 (3) 窒素酸化物濃度 日本工業規格 JIS K0104に定める方法</p> <p>1 清掃項目 (1) 地下タンク貯蔵所定期点検記録表により清掃点検を実施すること。 (2) 清掃場所 上部スラブ、タンク本体、通気管、計測装置、漏洩検知管、注入口、注入口 (3) 漏洩検査試験の結果、廃油処理証明書の提出。</p>
<p>・ボイラー保守点検整備</p>	<p>1 保守点検・保守作業項目及び回数 (1) 保守点検(年2回) ・缶体清掃整備保守点検 ・バーナー保守点検 (2) 保守作業(年2回) ・自動機器(制御リレー及び各リレー、サーモ等)点検調整 ・電気機器(モーター、マグネットスイッチ、電磁弁等)点検、調整 ・油系統(ギャーポンプ、オイルフィルター、ノズルチップ等)点検、清掃 ・送風機の点検調整 ・燃焼状態及び運転状態の確認</p>
<p>・昇降機保守点検</p>	<p>1 点検・手入れ保全～定期的に計画的な点検・手入れ保全(給油、調整、清掃)を実施。 2 消耗部品の供給 3 機能維持工事 4 品質検査(年1回) 5 法令に基づく検査の立会い～建築基準法第12条又は労働安全衛生法第41条に基づく法定検査の立会いを行う。</p>
<p>・貯水槽清掃消毒</p>	<p>1 設置数 1基 2 清掃の項目等 (1) 貯水槽清掃点検 ・建築物及び貯水槽設備の概要 ・清掃月日、時刻 ・清掃作業従事者名簿 ・消毒実施内容 ・作業に伴う点検結果 ・作業前後の水質の状況 (2) 飲料水水質検査</p>

業務名	業務内容等
<ul style="list-style-type: none"> ・消防設備保安点検 	<p>1 実施時期及び実施項目 (1) 第1回点検(外観点検、機能点検及び総合点検) (2) 第2回点検(外観点検、機能点検)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物保安管理 	<p>1 定例業務 (1) 範囲 経済産業省令に定める技術基準の規定に適合しているか点検を実施する。 ・月次点検～需要設備 2ヶ月1回 ・年次点検～年1回 ・臨時点検～必要の都度 ・電気工作物の事故発生の場合は、応急措置等を指導する。 ・電気事業法第107条第3項に規定する立入り調査の立会いを行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・除雪 	<p>1 実施箇所 駐車場、進入路、構内通路及び必要と認められる箇所 2 実施回数 必要と認められる回数</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機設備保守点検 	<p>年2回</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・噴水施設機械類点検 	<p>構造的点検、電氣的点検、運転状況点検(年3回) ・水中ポンプ4台 ・ろ過装置1基 ・制御盤</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・噴水薬品充填、残塩測定 	<p>1 薬品充填 毎日 2 残塩測定 年13回</p>

(別紙 4)

(令和 6 年 7 月 1 日現在)

施設の名称 **いわて子どもの森**

設置年月日：平成 15 年 5 月 5 日	現在の管理委託者：岩手県社会福祉事業団
所在地：岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2	
設置目的：岩手の将来を担う創造性豊かな岩手っ子を育成するため、子どもたちが遊びを通して創造性や想像力の育成を図る拠点として、又、遊びの指導者を育成するなど、児童の健全育成活動を支援する中核施設	

【施設の概要】

面積：敷地面積 309.457 m ² 建物面積 6,861.32 m ² (延床面積) 構造：鉄筋コンクリート地上 4 階地下 1 階階建ほか 暖房：蒸気ボイラー 給水：町上水道 排水：合併処理浄化槽 構成区分 ① 管理研修棟 (研修室、会議室、レストラン (80 席)、売店、事務室ほか) ② 遊び創作棟 (冒険の塔、多目的ホール、スノーズレンルーム、子どもシアターほか) ③ 宿泊棟 (和室 4、洋室 4 計 56 人定員) ④ 屋外体験施設 (水の広場、キャンプ場、ウッドデッキ、雲見の丘ほか) 特設器具：スノーズレン、冒険の塔ほか 利用時間：① 宿泊室：到着日の午後 3 時から出発日の午前 10 時まで ② 宿泊室以外 午前 9 時から午後 17 時まで 休館日：毎週火曜日及び 12 月 29 日から 1 月 1 日まで 使用料金：「いわて子どもの森条例」及び「いわて子どもの森条例施行規則」により定められている。 (料金表を添付)

【事業の概要】（令和5年度実績）

- ① 定期ワークショップ（毎週土・日曜日）
子どもたちが、遊びを通じて様々な体験ができるようワークショップ形式による遊びのプログラムを提供した。
例「クラフト屋台」、「巨大ゲームひろば」「森であそぼう」、「本日開店！ピッツァ・モリーノ」等
- ② 団体ワークショップ
児童館、放課後児童クラブ、保育所、小学校等が遠足等で来館した際に、各団体の希望に沿うワークショップを開催した。
- ③ イベント
季節に応じたフェスティバルを年4回開催したほか、3連休に合わせて「遊びのスペシャルデー」を開催し、造形ブロック KAPLA や 雪遊びなど多種多様な遊びにふれる機会を提供した。
- ④ スヌーズレンの部屋
障がい児・者が五感への刺激を楽しみながら、普段の緊張から解き放たれリラックスした時間を過ごすための部屋を開館当初から提供しており、多くのリピーターに好評いただいている。
- ⑤ 地域巡回事業（移動児童館事業、いのちのおはなしキャラバン事業）
県内の児童館及び放課後児童クラブ等へいわて子どもの森職員を派遣し遊びを提供する単独型移動児童館を12回実施した。また、親子の信頼関係を深め、子と親の自己肯定感を育むことを目指し、出産と誕生をテーマにした体験型ワークショップ5回実施した。
- ⑥ 研修会
県からの委託により、県内の児童館や放課後児童クラブ等の児童の健全育成に関わる人材育成及び資質向上を図るための研修会を企画実施した。また保護者を対象に、子どもの遊びについての理解を深めるため「造形・食・スヌーズレン」をテーマにした講座を開催した。
- ⑦ 情報提供
県内外にいわて子どもの森の活動について情報提供し、児童の健全育成に係る情報の積極的な提供を行った。

【利用状況】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者総数	38,826	102,273	143,350	161,645

【職員体制】

常勤職員9名：館長①、副館長①、総務係③、業務係④
臨時・非常勤職員5名（ほか、人材派遣職員1日平均12名）

【管理運営費】

（単位：千円）

	管理運営委託料①	県派遣職員の人件費②	計（①+②）
令和3年度決算額	193,630	0	193,630
令和4年度決算額	192,505	0	192,505
令和5年度決算額	191,545	0	191,545

【利用料収入】

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	収入額	減免相当額	収入額	減免相当額	収入額	減免相当額
宿泊室	2,338	51	3,414	38	4,271	42
宿泊以外	270	75	449	126	612	342
合 計	2,608	126	3,863	164	4,883	384

【収入（利用料）・支出状況】

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入額（利用料）(A)	2,608	3,863	4,883
支出額 (B)	191,862	192,475	200,847
差引 (A—B)	△189,254	△188,612	△195,964

【管理運営委託費の内訳】

いわて子どもの森

(単位:円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
人件費	63,896,925	59,649,618	62,718,348	
報償費	303,725	389,425	1,320,700	
旅費	98,474	301,744	784,862	
需用費	37,192,489	40,227,076	40,415,304	
事務消耗品費	7,928,175	7,590,154	6,252,420	
印刷製本費	1,191,850	1,163,800	1,364,990	
光熱水費	11,973,120	15,906,692	16,247,683	
燃料費	9,904,248	9,777,324	10,885,256	
修繕費	6,190,416	5,787,000	5,660,630	
会議費	4,680	2,106	4,325	
役務費	13,593,609	13,365,208	14,575,829	
通信運搬費	1,647,174	1,461,798	1,438,335	
広告料	1,009,800	1,049,400	1,184,700	
保険料	489,050	516,710	459,692	
雑費	119,219	104,576	163,796	
研修費	28,940	63,675	296,246	
手数料	10,299,426	10,169,049	11,033,060	消防設備保守点検等
委託料	72,927,561	74,520,561	77,132,350	
受付等業務	46,128,948	46,638,900	48,298,800	
清掃業務	8,382,000	8,646,000	8,933,600	
警備業務	6,929,824	7,236,900	7,378,800	警備員派遣費含む
植栽管理	9,570,000	9,735,000	9,999,000	除雪費含む
シャトルバス運行業務	0	0	0	
寝具委託費	1,454,206	1,707,119	1,734,403	
その他業務	462,583	556,642	787,747	
使用料及び貸借料	2,685,199	2,809,232	2,598,824	
福利厚生費	184,743	192,461	190,366	
その他	888,402	887,556	900,498	
租税公課	104,900	161,900	150,400	
合計	191,876,027	192,504,781	200,787,481	

いわて子どもの森案内図

【広域】



【詳細】



施設の概要等

いわて子どもの森

(別紙 4)

(令和 6 年 7 月 1 日現在)

施設の名称 **いわて子どもの森**

設置年月日：平成 15 年 5 月 5 日	現在の管理委託者：岩手県社会福祉事業団
所在地：岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2	
設置目的：岩手の将来を担う創造性豊かな岩手っ子を育成するため、子どもたちが遊びを通して創造性や想像力の育成を図る拠点として、又、遊びの指導者を育成するなど、児童の健全育成活動を支援する中核施設	

【施設の概要】

面積：敷地面積 309.457 m ² 建物面積 6,861.32 m ² (延床面積) 構造：鉄筋コンクリート地上 4 階地下 1 階階建ほか 暖房：蒸気ボイラー 給水：町上水道 排水：合併処理浄化槽 構成区分 ① 管理研修棟 (研修室、会議室、レストラン (80 席)、売店、事務室ほか) ② 遊び創作棟 (冒険の塔、多目的ホール、スノーズレンルーム、子どもシアターほか) ③ 宿泊棟 (和室 4、洋室 4 計 56 人定員) ④ 屋外体験施設 (水の広場、キャンプ場、ウッドデッキ、雲見の丘ほか) 特設器具：スノーズレン、冒険の塔ほか 利用時間：① 宿泊室：到着日の午後 3 時から出発日の午前 10 時まで ② 宿泊室以外 午前 9 時から午後 17 時まで 休館日：毎週火曜日及び 12 月 29 日から 1 月 1 日まで 使用料金：「いわて子どもの森条例」及び「いわて子どもの森条例施行規則」により定められている。 (料金表を添付)

【事業の概要】（令和5年度実績）

- ① 定期ワークショップ（毎週土・日曜日）
子どもたちが、遊びを通じて様々な体験ができるようワークショップ形式による遊びのプログラムを提供した。
例「クラフト屋台」、「巨大ゲームひろば」「森であそぼう」、「本日開店！ピッツァ・モリーノ」等
- ② 団体ワークショップ
児童館、放課後児童クラブ、保育所、小学校等が遠足等で来館した際に、各団体の希望に沿うワークショップを開催した。
- ③ イベント
季節に応じたフェスティバルを年4回開催したほか、3連休に合わせて「遊びのスペシャルデー」を開催し、造形ブロック KAPLA や 雪遊びなど多種多様な遊びにふれる機会を提供した。
- ④ スヌーズレンの部屋
障がい児・者が五感への刺激を楽しみながら、普段の緊張から解き放たれリラックスした時間を過ごすための部屋を開館当初から提供しており、多くのリピーターに好評いただいている。
- ⑤ 地域巡回事業（移動児童館事業、いのちのおはなしキャラバン事業）
県内の児童館及び放課後児童クラブ等へいわて子どもの森職員を派遣し遊びを提供する単独型移動児童館を12回実施した。また、親子の信頼関係を深め、子と親の自己肯定感を育むことを目指し、出産と誕生をテーマにした体験型ワークショップ5回実施した。
- ⑥ 研修会
県からの委託により、県内の児童館や放課後児童クラブ等の児童の健全育成に関わる人材育成及び資質向上を図るための研修会を企画実施した。また保護者を対象に、子どもの遊びについての理解を深めるため「造形・食・スヌーズレン」をテーマにした講座を開催した。
- ⑦ 情報提供
県内外にいわて子どもの森の活動について情報提供し、児童の健全育成に係る情報の積極的な提供を行った。

【利用状況】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者総数	38,826	102,273	143,350	161,645

【職員体制】

常勤職員9名：館長①、副館長①、総務係③、業務係④
臨時・非常勤職員5名（ほか、人材派遣職員1日平均12名）

【管理運営費】

（単位：千円）

	管理運営委託料①	県派遣職員の人件費②	計（①+②）
令和3年度決算額	193,630	0	193,630
令和4年度決算額	192,505	0	192,505
令和5年度決算額	191,545	0	191,545

【利用料収入】

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	収入額	減免相当額	収入額	減免相当額	収入額	減免相当額
宿泊室	2,338	51	3,414	38	4,271	42
宿泊以外	270	75	449	126	612	342
合 計	2,608	126	3,863	164	4,883	384

【収入（利用料）・支出状況】

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入額（利用料）(A)	2,608	3,863	4,883
支出額（B）	191,862	192,475	200,847
差引（A—B）	△189,254	△188,612	△195,964

【管理運営委託費の内訳】

いわて子どもの森

(単位:円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
人件費	63,896,925	59,649,618	62,718,348	
報償費	303,725	389,425	1,320,700	
旅費	98,474	301,744	784,862	
需用費	37,192,489	40,227,076	40,415,304	
事務消耗品費	7,928,175	7,590,154	6,252,420	
印刷製本費	1,191,850	1,163,800	1,364,990	
光熱水費	11,973,120	15,906,692	16,247,683	
燃料費	9,904,248	9,777,324	10,885,256	
修繕費	6,190,416	5,787,000	5,660,630	
会議費	4,680	2,106	4,325	
役務費	13,593,609	13,365,208	14,575,829	
通信運搬費	1,647,174	1,461,798	1,438,335	
広告料	1,009,800	1,049,400	1,184,700	
保険料	489,050	516,710	459,692	
雑費	119,219	104,576	163,796	
研修費	28,940	63,675	296,246	
手数料	10,299,426	10,169,049	11,033,060	消防設備保守点検等
委託料	72,927,561	74,520,561	77,132,350	
受付等業務	46,128,948	46,638,900	48,298,800	
清掃業務	8,382,000	8,646,000	8,933,600	
警備業務	6,929,824	7,236,900	7,378,800	警備員派遣費含む
植栽管理	9,570,000	9,735,000	9,999,000	除雪費含む
シャトルバス運行業務	0	0	0	
寝具委託費	1,454,206	1,707,119	1,734,403	
その他業務	462,583	556,642	787,747	
使用料及び貸借料	2,685,199	2,809,232	2,598,824	
福利厚生費	184,743	192,461	190,366	
その他	888,402	887,556	900,498	
租税公課	104,900	161,900	150,400	
合計	191,876,027	192,504,781	200,787,481	

いわて子どもの森案内図

【広域】



【詳細】



〇いわて子どもの森条例

平成15年3月19日

条例第25号

改正 平成17年12月15日条例第88号

平成22年7月9日条例第38号

平成23年3月16日条例第16号

平成26年3月28日条例第43号

平成31年3月26日条例第28号

令和5年3月28日条例第19号

令和6年3月27日条例第37号

いわて子どもの森条例をここに公布する。

いわて子どもの森条例

(設置)

第1条 児童に健全な遊びを提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすることにより、次代を担う児童の健全な育成を図るため、児童厚生施設としていわて子どもの森(以下「子どもの森」という。)を二戸郡一戸町に設置する。

(指定管理者による管理)

第1条の2 子どもの森の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(追加〔平成17年条例88号〕、一部改正〔平成23年条例16号〕)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第1条の3 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他子どもの森の利用の促進に関する業務

(追加〔平成17年条例88号〕)

(使用等の許可)

第2条 子どもの森の施設及び設備で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者(知事が子どもの森の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。)の許可を受

なければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他子どもの森の管理上適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、子どもの森の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(一部改正〔平成17年条例88号・23年16号〕)

第3条 子どもの森において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真を撮影すること。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(一部改正〔平成17年条例88号〕)

(行為の禁止)

第4条 子どもの森においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所に張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 指定された場所以外の場所で木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (4) 指定された場所以外の場所で土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。
- (5) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食をすること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(使用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項又は第3条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第2条第3項(第3条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは子どもの森からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。

- (2) 第2条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第2条第1項又は第3条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 子どもの森の管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(一部改正〔平成17年条例88号〕)

(利用料金)

第6条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる施設又は設備の利用に係る料金(知事が子どもの森の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。
- 4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 5 知事が子どもの森の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

(一部改正〔平成17年条例88号・23年16号〕)

(利用料金の免除)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定める者が使用するとき。
- (2) その他指定管理者が適当と認めるとき。

(一部改正〔平成17年条例88号〕)

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 第5条第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消したと

き。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(一部改正〔平成17年条例88号〕)

(損害賠償等)

第9条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例88号〕)

(補則)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年5月5日から施行する。
- 2 社会福祉施設管理委託条例(昭和47年岩手県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

児童厚生施設	いわて子どもの森
--------	----------

附 則 (平成17年12月15日条例第88号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後のいわて子どもの森条例(以下「改正後の条例」という。)第1条の2に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表第2に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第6条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)を定めることができる。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に改正後の条例別表第1に掲げる施設(宿泊室及びテントサイトに限る。)をこの条例による改正前のいわて子どもの森条例第2条第1項の許可を受けて使用する者は、改正後の条例第2条第1項の許可を受けた者とみなす。この場合において、改正後の条例第6条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成22年 7 月 9 日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 3 月 16日条例第16号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 28日条例第43号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 26日条例第28号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28日条例第19号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 27日条例第37号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 6 条関係）

（一部改正〔平成17年条例88号・22年38号〕）

施設名	宿泊室 会議室 研修室 調理体験室 多目的ホール テントサイト
設備名	シャワー

別表第 2（第 6 条関係）

（全部改正〔平成17年条例88号〕、一部改正〔平成22年条例38号・26年43号・31年28号・令和 5 年19号・6 年37号〕）

区分		単位	利用料金の 上限額	附属の設備の利用料 金の上限額	
宿泊室	基本利用料金	1 日までごとに 1 室 につき	円 6,630	附属の設備を使用す る場合においては、 1 件ごとに1,320円 の範囲内で知事が定 める額	
	加算利用料 金	小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	1 日までごとに 1 人 につき		670
		一般	1 日までごとに 1 人 につき		1,320
会議室		9 時から12時まで	1,320		
		13時から17時まで	1,850		

		9時から17時まで	3,180	
研修室		9時から12時まで	5,430	
		13時から17時まで	7,290	
		9時から17時まで	12,710	
調理体験室		9時から12時まで	2,390	
		13時から17時まで	3,180	
		9時から17時まで	5,560	
多目的 ホール	入場料等を徴収しない場合	9時から12時まで	12,060	
		13時から17時まで	16,160	
		9時から17時まで	28,210	
	入場料等を徴収する場合	興行として行う ものでない場合	9時から12時まで	18,150
			13時から17時まで	24,240
			9時から17時まで	42,390
		興行として行う ものである場合	9時から12時まで	36,290
			13時から17時まで	48,480
			9時から17時まで	84,770
	テント サイト	一般サイト	宿泊	1日までごとに1区 画につき
一時使用			1区画につき	
世界のテ ント		宿泊	1日までごとに1区 画につき	
		一時使用	1区画につき	
シャワー		1人1回につき	140	

備考

- 1 宿泊室の利用料金の上限額は、基本利用料金の上限額及び加算利用料金の上限額を合算した額とする。
- 2 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。
- 3 幼児に係る宿泊室の加算利用料金は、無料とする。
- 4 会議室、研修室、調理体験室及び多目的ホールについて、やむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につ

き、13時から17時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

- 5 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 6 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

〇いわて子どもの森条例施行規則

平成15年3月31日

規則第38号

改正 平成18年3月7日規則第23号

平成31年3月26日規則第23号

令和元年9月13日規則第22号

令和5年3月28日規則第32号

令和6年3月27日規則第24号

いわて子どもの森条例施行規則をここに公布する。

いわて子どもの森条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわて子どもの森条例（平成15年岩手県条例第25号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 いわて子どもの森（以下「子どもの森」という。）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日）
- (2) 休日の翌日（当該翌日が日曜日、土曜日及び休日に当たる場合を除く。）
- (3) 12月29日から翌年1月1日まで

2 条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

（一部改正〔平成18年規則23号〕）

(使用時間)

第3条 条例別表第1に掲げる施設及び設備（以下「子どもの森の施設等」という。）の使用時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの森の施設等（宿泊室及びテントサイトを除く。） 9時から17時まで
- (2) 宿泊室 到着の日の15時から出発の日の10時まで
- (3) テントサイト 宿泊の場合にあつては到着の日の13時から出発の日の11時まで、一時使用の場合にあつては9時から16時まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(一部改正〔平成18年規則23号〕)

(許可の申請)

第4条 条例第2条第1項又は第3条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

(一部改正〔平成18年規則23号〕)

(許可の条件)

第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) 使用若しくは条例第3条第1項各号に掲げる行為を終了したとき、又は条例第5条の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。
- (2) めいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で子どもの森内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入館させないこと。
- (3) その他子どもの森の維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

(一部改正〔平成18年規則23号〕)

(条例第7条の規則で定める者)

第6条 条例第7条第1号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者(知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児)及びその介護を行う者
- (2) 条例第7条第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は前号の療育手帳の交付を受けている者(知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児)と同等以上の障害があると指定管理者が認める者及びこれらの介護を行う者
- (3) 条例第7条第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護を行う者

(一部改正〔平成18年規則23号〕)

(指定管理者による立入り)

第7条 指定管理者は、子どもの森の管理上必要があると認めるときは、使用中の子どもの森の施設内に子どもの森の管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。

(一部改正〔平成18年規則23号〕)

(附属の設備の利用料金の上限額)

第8条 条例別表第2に掲げる附属の設備の利用料金の上限額は、別表に掲げるとおりとする。

(一部改正〔平成18年規則23号〕)

(利用料金の免除及び還付)

第9条 条例第7条又は第8条の規定により、利用料金の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。ただし、条例第7条第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに第6条各号に掲げる者が設備の使用に係る利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする場合については、これらの者であることを証する書面又は手帳の提示をもって当該申請に代えることができる。

(一部改正〔平成18年規則23号〕)

(損傷等の届出)

第10条 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

(一部改正〔平成18年規則23号〕)

附 則

この規則は、平成15年5月5日から施行する。

附 則 (平成18年3月7日規則第23号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日規則第23号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月13日規則第22号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日規則第32号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日規則第 24 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

（全部改正〔平成 18 年規則 23 号〕、一部改正〔平成 31 年規則 23 号・令和元年 22 号・5 年 32 号・6 年 24 号〕）

区分		単位	利用料金の上限額
テント	宿泊	1 日までごとに 1 張につき	円 1,320
	一時使用	1 張につき	670
炊事用具	宿泊	1 日までごとに 1 式につき	670
	一時使用	1 式につき	330
寝袋	小学校児童、中学校生徒及び 高等学校生徒	1 日までごとに 1 個につき	140
	一般	1 日までごとに 1 個につき	260
自転車	小学校児童、中学校生徒及び 高等学校生徒	1 台につき	140
	一般	1 台につき	260
歩くスキー	小学校児童、中学校生徒及び 高等学校生徒	1 式につき	140
	一般	1 式につき	260

指定管理者申請様式集

《いわて子どもの森》

【様式】

- 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- 申請団体計画書（様式第2号）
- 収支計画書（様式第3号）
- 職員配置計画書（様式第4号）
- 主要業務実績一覧（様式第5号）
- 管理運営計画書（様式第6号）
- 再委託予定調書（様式第7号）
- 誓約書（様式第8号）
- 団体概要書（様式第9号）
- 質問書（様式第10号）
- 現地説明会申込書（様式第11号）

令和6年7月

岩手県

様式第1号

令和 年 月 日

岩手県知事 様

申請者（代表団体）

所在地

団体名

代表者氏名

印

岩手県立児童館「いわて子どもの森」指定管理者指定申請書

岩手県立児童館「いわて子どもの森」の指定管理者の指定を受けたいので、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

様式第1-1号

グループ申請構成表

令和 年 月 日

代表団体	団体名	
	所在地	
	代表者名	
	主に担当する業務	
構成団体A	団体名	
	所在地	
	代表者名	
	主に担当する業務	
構成団体B	団体名	
	所在地	
	代表者名	
	主に担当する業務	

(A4)

様式第2号

申 請 団 体 計 画 書

施設名：いわて子どもの森

申請団体名：

1 管理の基本方針

施設管理の基本方針について、施設の設置目的や県民の平等な利用を図る観点などにポイントをおき、貴団体のアピールしたい点を含めて記載願います。

I 社会福祉を推進するために

(1) 児童福祉推進に当たっての施設運営の基本的な考え方について

(2) 施設運営に当たって、障がい児（者）等への対応について

(3) 県内の児童健全育成活動に対する支援のための中核的施設としての役割について

(4) 県民の福祉意識の高揚を図るための施設の役割について

II 県民の平等な利用を図るために

III 上記 I 及び II 以外の基本的計画等

2 収支計画について

収支について、いわて子どもの森収支計画書（様式第3号）を作成するとともに、特にその根拠となる考え方を記載願います。なお、計上額は基本的に提案内容と連動することとなります。

3 利用料金の設定

利用料金の設定案及びその考え方について記載願います。

現行の使用料と変更がない場合は、「変更なし」と記載願います。

なお、開館時間の延長など経費負担が伴う提案を行っているのに変更しない場合は、その理由を記載願います。

※ 利用料金の設定については、現行の使用料の2割増を上限として設定願います。

また、連続利用による割引制度などについての自由な提案とその考え方を記載願います。

4 財務状況について

添付書類の財務諸表について簡潔に説明願います。

5 実施体制について

業務を遂行するための具体的な実施体制について、職員配置計画書（様式第4号）を作成するとともに、職員の基本的な配置の考え方について記載願います。

6 業務実績について

これまで類似業務について実績があれば、主要業務実績一覧（様式第5号）に記載願います。
また、貴団体が持っている施設管理運営業務に関する技術、手法等でアピールしたい事項について記載願います。

--

様式第3号

いわて子どもの森収支計画書

(千円)

区 分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収入	利用料金収入						
	県からの指定管理料						
	合 計						
支出	大項目	中項目	小項目				
	1	人件費					
		給与					
			給料手当				
	2	一般管理費					
		賃金					
			臨時職員賃金				
			社会保険料等				
		需用費					
			消耗品費				
			燃料費				
			印刷製本費				
			光熱水料費				
			修繕費				
		役務費					
			通信運搬費				
			手数料				
		委託料					
			清掃業務				
			警備業務				
		使用料及び賃借料					
		事務雑費					
		租税公課					
	その他諸経費						
	合 計						

(注) 支出の小項目は例示であり、必要に応じて加えて差し支えないこと。

(A4)

いわて子どもの森管理運営計画書

1 施設の利用促進について

(1) 施設の利用を促進するための具体的な方策について記載願います。

(2) 指定管理業務のうち、施設管理者が行う主催事業について、計画している事業があればその内容について記載願います。

(3) 指定管理業務以外の施設管理者が自主的に行う事業について、計画している事業があればその内容について記載願います。

--

(4) 上記(3)で記載した事業の収支計画について記載願います。

※ ここで記載された事業費は、収支計画書と連動しないものとしてください。

--

2 サービスの向上について

(1) 利用者のニーズの把握方法、サービス向上に向けた計画について記載願います。

(2) 使用時間、休館日については現行のままとする予定ですが、もし使用時間、休館日の設定について、提案があればその内容と考え方について記載願います。

(3) 利用者等の声への対応方法について記載願います。

--

3 施設管理について

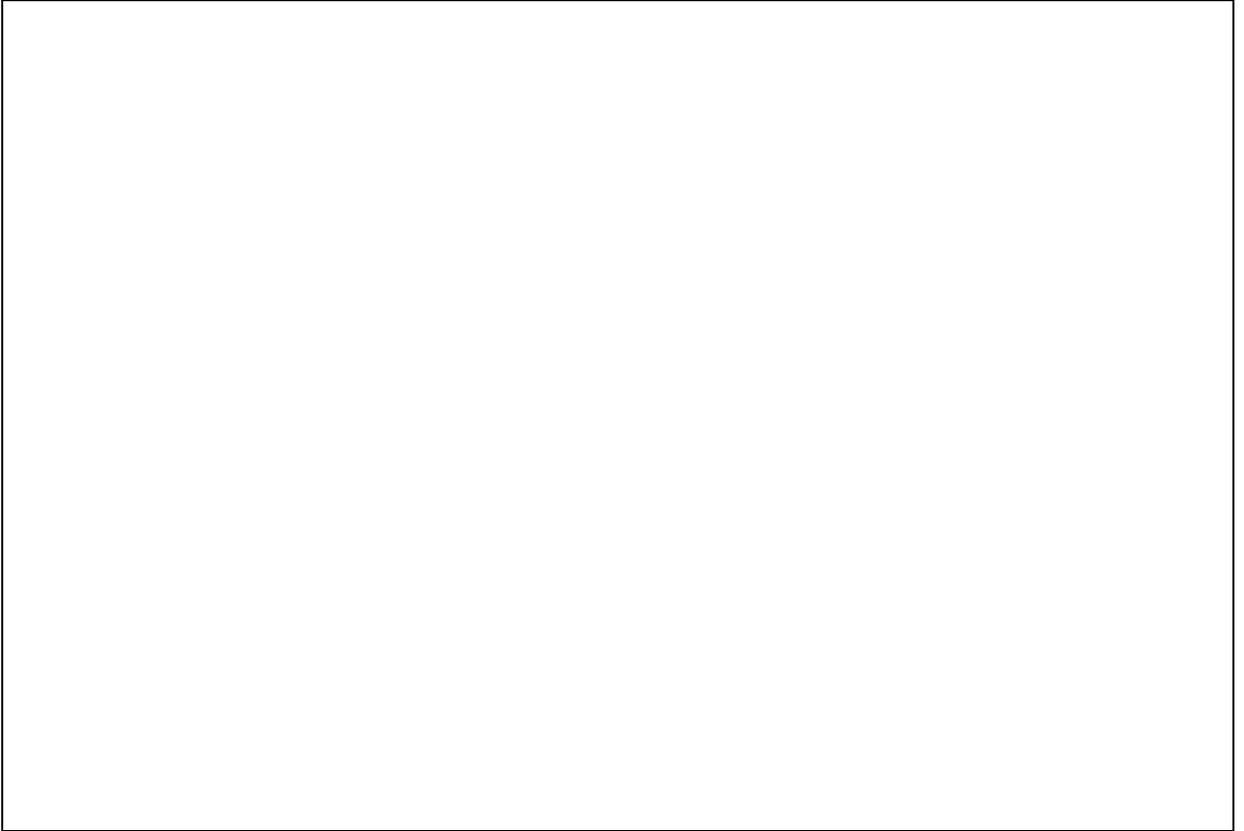
施設の管理に対する考え方及び効率的に管理運営するための方法等について記載願います。

また、他の事業者等に業務を委託する場合は再委託予定調書（様式第7号）を記載するとともに委託した業務の進行管理について記載願います。

(1) 施設管理の考え方

--

(2) 効率的な管理運営方法



(3) 利用管理（利用案内、利用指導、広報等の計画について記載願います）

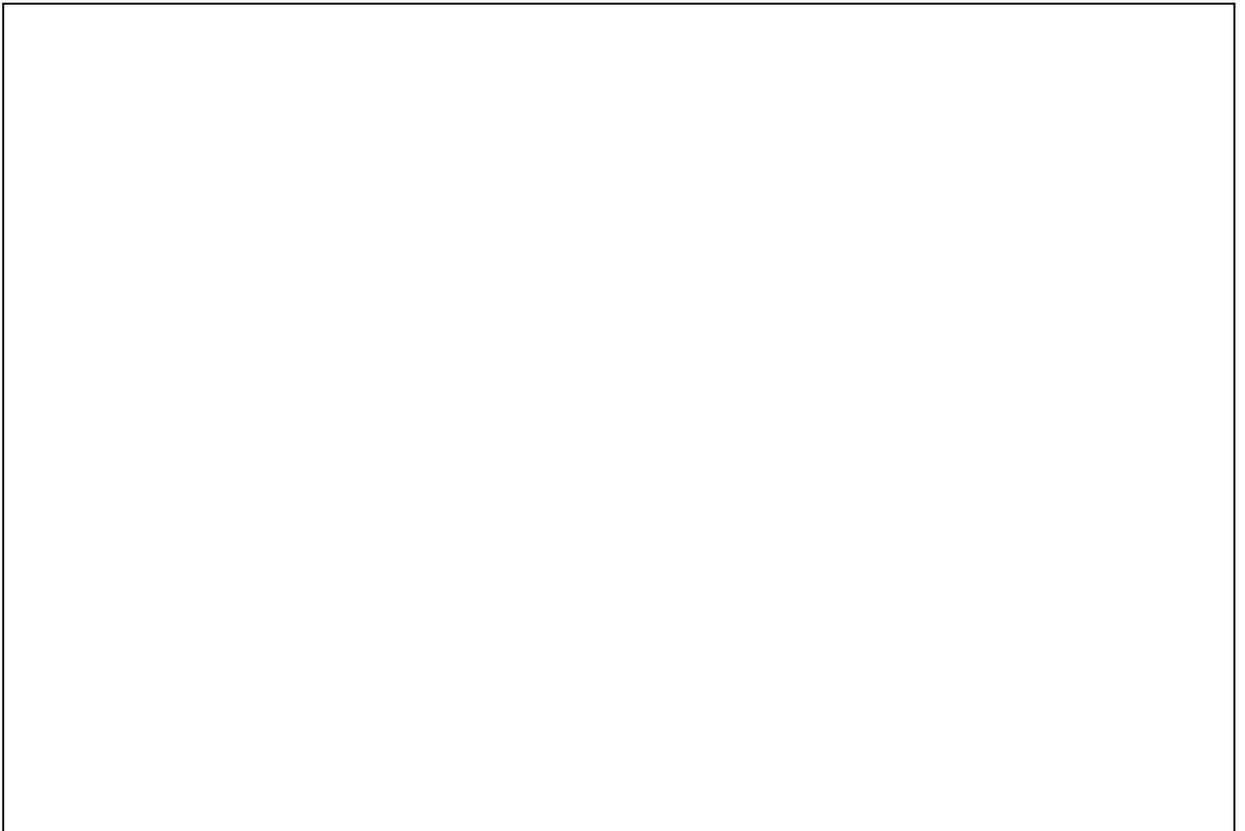


(4) 再委託業務の進行管理方法



4 環境への配慮について

環境に配慮した業務運営について記載願います。



5 危機管理対策について

(1) 災害時その他緊急時の対応について記載願います。

(2) 情報管理

個人情報の保護対策について記載願います。

様式第7号

再 委 託 予 定 調 書

業 務 名	再 委 託 す る 理 由

様式第8号

誓 約 書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

利用型社会福祉施設の指定管理者の申請を行うに当たり、下記について真実に相違ありません。

記

- 1 (グループ申請の場合は構成するすべての団体が) 利用型社会福祉施設指定管理者募集要項4の申請資格要件を満たしています。
- 2 提出した申請書類には、虚偽又は不正はありません。

団 体 概 要 書

本 社 又 は 本 部	団体の名称		資本金又は基本財産		
	所在地		電話番号		
	代表者氏名		ファクシミリ番号		
	設立年月日		従業員数		
岩 手 県 内 の 事 業 所	名称				
	所在地		電話番号		
	代表者氏名		ファクシミリ番号		
	設立年月日		従業員数		
沿革					
業務内容					
財務状況 (単位:千円)		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		総収入			
		総支出			
		当期損益			
		累積損益			
連絡先	氏名		電話番号		
	部署・職名		ファクシミリ番号		
	Eメールアドレス				

(注) 団体の概要を示すパンフレット等があれば添付願います。

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

所在地
団体名
担当者氏名
所属・職名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

いわて子どもの森の現地説明会への参加を、下記のとおり申し込みます。

団体名	
参加者氏名	